

加古川市農地復元整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、荒廃した農地を耕作可能な農地へ復元し、農地の有効活用や景観の改善を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付回数は、対象となる農地1筆につき1回限りとする。ただし、災害等特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）に別表第3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金確定通知書の省略)

第5条 市長は、規則第15条の規定により確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金確定通知書を省略することができる。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日を以ってその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	既に発生した荒廃農地を耕作可能な農地へ復元し、農地の有効活用および景観の改善を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体、集落営農組織、認定農業者及び認定新規就農者
	対象となる農地	下記の条件をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の農地（対象農地が隣り合う2筆以上の場合は、その合計面積が500㎡以上であること） ・自己所有地以外の農地 ・「農地法の運用について」の制定（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）において第3の1の（3）の（ア）に該当する遊休農地又は農業委員若しくは農地利用最適化推進委員が有効利用のために再生作業が必要であると認める農地 ・事業実施年度において、他の補助事業の対象でない農地
	対象となる活動	上記対象農地の再生作業（農地の障害物除去、深耕、整地）
補助金の額	5,000円／a （交付額は登記面積で計算するものとし、1事業者200,000円を上限とする。ただし、所要額が予算額を超える場合は予算の範囲内で減額調整する。）	

別表第2（第3条関係）

補助金 交付申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・位置図 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
----------------------	--

別表第3（第4条関係）

補助事業 実績報告書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了報告書 ・復元前後の状況がわかる写真 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------------------	--